

# 第13回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

## 会議録概要（委員発言要旨）

平成20年3月31日（月）

### 前回（第12回）会議内容の確認

- ・前回まで3回にわたり、『きょう働』についての話し合いを続け、一定の共通した認識を持つことができたのではないかと。
- ・使う文字の問題は残っているが、共に協力して何かを成し遂げていこうということは、共通した認識だと思う。
- ・現在、正副座長の方で理念・原則等に踏み込むべく作業をしているが、これまで話し合われてきた『きょう働』の考え方を踏まえ作業を進め、次回以降に何らかの案を示す。

### 配布資料について

#### 【事務局配布資料】

- ・資料1は（仮称）まちづくり条例の論点整理のための全体イメージを表したもののだが、このとおり条例が構成されるものではない。今までの作業を振り返り、今後の作業スケジュールを確認するための参考資料として活用してほしい。
- ・資料2は前回の会議録概要。

#### 【委員持参資料】

- ・1点目は、4月1日から施行される札幌市の「まちづくり活動促進条例」のページで、自治基本条例に基づいた活動促進条例を制定・施行するというもの。
- ・2点目は、前回の会議で話題に出た福岡市の資料で、公益活動に対する具体的支援策が掲げられているもの。
- ・まちづくり条例を作る際に、具体的支援策も書き込んでいかないと、後々説明しきれなくなるのではないかと。一番心配なのは、ベースとなる自治会やNPOの活動への支援が必要だということ。その場合には、適用する分野を考えていかなければならない。
- ・こうしたことが条例の裏側にあり、限られた時間の中で検討していくのは至難である。

### （地方）自治について

- ・「まちづくり条例」という名称で進めているが、他では「自治基本条例」としている市も

多い。以前のこの会議でも「自治」なのか「まちづくり」なのかという話があった際、総合的に条例を決めていくということになったが、ここで改めて確認をしたい。

- ・地方自治について、前回配布している資料に基づいて、事務局から説明を受けた後に議論を行う。

(事務局～企画課長)

- ・先進地の条例を見ていくと「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」に大きく分かれている。
- ・北見市の条例についても最終的に名称を決めることになるが、進む方向を決めていく上でも「自治」と「まちづくり」の整理はしなければならないと思う。
- ・「自治」については、資料のはじめに書かれているように日本国憲法第92条の「地方自治の本旨」に基づき、地方自治法が定められている。
- ・「地方自治の本旨」は、「団体自治」と「住民自治」として捉えられている。
- ・「団体自治」は行政及び議会といった市政を掌る部分で、「住民自治」は個々の住民がまちづくりに携わるといったコミュニティの部分を目指す。
- ・これまでの議論経過をみると、(仮称)まちづくり条例ということもあり「住民自治」の部分が強調されてきた感があるが、一方の市政を運営していく基本的ルールや仕組みである「団体自治」も重要と考えられる。
- ・どちらかに偏るのではなく、最終的には両者を網羅した「自治基本条例」的なイメージを持って、今後の協議を進めていただきたいと事務局では考えている。
  
- ・今の説明を聞いて、意見はないか。
- ・今までの論議の中で自治に関しては、住民を主体にして同心円的に補完性の原理で作っていくというイメージで進んできたと思う。資料の図では「住民自治」と「団体自治」が並列のイメージだが、これでは関係性が今までと変わらない。
- ・現行憲法で初めて地方自治が認められたが、その制定時に地方自治が実現できれば良かったが、様々な事情で今まで引き伸ばされてきたという認識を持っている。
- ・中央政府から与えられた権利ではなく、個人が持っている基本的人権のひとつとして、住民主体の構成にした方が良いのではないかと思う。

(事務局～企画課長)

- ・今まで補完性の原理の考え方を基に議論してきたので、当然、根底にはそういう流れがあるのは間違いない。
- ・ただ、これまでは「きょう働」などコミュニティの部分に特化した議論が多かったが、市政運営のルールについても整理していく必要がある。その原則の部分については、今の話のとおりで良いと思う。
  
- ・憲法上では通常「住民自治」と「団体自治」は、地方自治の中に含めて並立の立場で考えるのか確認したい。

- ・同じ立場ではないと思う。考え方が全く違うものが両輪になって動いていくという考え方ではないか。
- ・「団体自治」の考え方は、国との関係で、国とは違った独立した地方自治体のことと解釈している。「住民自治」とは、自分達のことは自分で決めるということで、考え方の両輪だと捉えている。

(事務局～企画課長)

- ・資料の中段に、「住民自治」は地方自治を進めていくための本質であるとした上で、「団体自治」は「住民自治」を実現するための手段であると書かれており、そういったイメージを持っていただければと思う。
- ・今、説明があったような「住民自治」を実現する手段であるということが基本的な捉え方であれば良いが、それとイメージ図は異なっている。
- ・「団体自治」というのは中央政府が行う分野であり、基本的な一人ひとりの生活については地域が責任を持ちながらやろうという発想だと思う。「団体自治」はその手段で、議会と行政が合わさったような政府として、どのような形が良いのかという感覚で進めていくものだと思う。
- ・今までの議論は「住民自治」の方に偏っていたが、「団体自治」といわれる行政システムには、例えば総合計画の期間設定によっては条例との齟齬も生じる可能性があるので、これからどのように整合性を図るのか、といった手段を考えなければならない。
- ・地方自治の方が進んで独立性が高まると、行政の役割や民の役割を明確にしなければいけない。そうすると、5年後位には「官治」と「民治」の2本立てになる。その橋渡しのためにこの条例が必要になるということ。
- ・「民」の方は、前回まででようやくこの会議では「共働」の視線で行うというスタンスが決まったと思っている。
- ・主体と客体で考えると「共働」は主体同士、「協働」はどちらかが客体になると考えている。そうすると、今までの条例などで言われている「協働」も住民に対してNPOなどの客体が関与するということで、役所の部署に関しても説明がつく。
- ・まだ「きょう」の字については隠れているが、この会議がどこにスタンスを置いてどこを見て進んでいくのかが重要である。スタンスが決まらないで全体と言われても困る話。
- ・ようやく「共働」が決まり、市民主体の自治という方向性と、その先の目標も見えてきたところだと思う。
- ・そこを根本に据えないと、「官治」と「民治」(団体自治と住民自治)の分け方が見えない。行政側から住民自治を考えると今までの考え方に拘ってしまう。住民自治のスタンスに立つのは誰もが初めてのことなので、今自分達はどこに立ってどの方向を見ているのかを認識しながら話していかないと落とし処が分からなくなってしまう。
- ・スタンスについては、以前の話で「まちづくり」に重きを置きながらも、それをサポートする姿勢が必要で、両方の考えを持っていこうという漠然としたものを確認しているが、そこは重要なので、その話を詳しくしたい。

- ・この会議のスタンスは、市民の幸せや安全を最優先に考えること。そのスタンスで「まちづくり」を進める場合、市政（行政）がどうあるべきかという捉え方では、団体自治の捉え方と同じではないかと思う。
- ・何が問題なのかを考え、住民、議会、行政それぞれの問題が見えてきた時にそれを正していくことで、最初から分けるのはどうかと思う。例えば、議会は行政の揚げ足取りに感じているが、そこは、多治見のように条例で細かく規定することでクリアできると思う。議会が建設的に動き、行政は次への先行策を打つことができ、住民の参加が促進されるような仕組みにするのが、この条例の最終的な目的ではないか。
- ・この条例を制定する本来の目的は、合併により課題が出てきたということは明らかで、その中では市民活動が最優先されること。しかし、その活動が町内会を含め活性化していないとの論議があり、行政側も住民自治活動に関する手立てを模索している状況。行政の支援策の裏付がない中で、現行の北見が行っている活動だけでは難しいのではないかと考えている。
- ・そういうものの他にも自治区設置の問題もあり、新北見市民としての活動意識と、行政も4つの自治区を抱える組織の効率化を図ることなどを考慮しながら、条例の形として、どういう答申するのかという押さえ方が基本だと思う。

## 自治区制度について

- ・自治区制度設置に関わった委員から経過などの説明を聞いた後に、自治区制度の話し合いをしたい。代表して荒井委員に説明をお願いします。

（荒井委員）

- ・当初、津別を含めた1市4町の合併協議であったが、旧北見市と他の4町では自治区に対する考え方に大きな相違があった。
- ・合併協議会の会長であった神田市長は、旧北見市の周辺町があってこそ北見の経済が成り立つという理念のもとに、対等合併という考えを示したものと認識している。
- ・旧市と旧町の間だけではなく、旧町間にも合併の考え方に隔たりがあった事も事実。
- ・合併協議会でも自治区に関しては、同じスタンス、認識に立つということで、理念や目的に相当の時間を費やしてきた経過がある。
- ・自治区制度は合併の根幹をなすものという思いで各市町が合併協議に望んできたと感じている。その中で最も意識が強かったのは端野だったのではないかと思う。
- ・道州制や地方分権に伴う権限移譲が進む事を想定し、そのモデル都市を目指すための制度として自治区が必要であるという考えで協議を進めた。そこには、当然「自己決定・自己責任」が付いてくるものとの自覚のもとに主張してきた。
- ・新北見市は広大な面積で気候や風土に違いがあり、また、新市の基幹産業は、旧町における第1次産業であり、第1次産業を衰退させては北見の将来はないというスタンスで自治区設置について強く主張してきた。

- ・自治区設置条例に関しても旧市町間では考え方に温度差があり、理念や目的について端野の考えを示せと言われ、協議会の場で発表して、理解を得て共通の認識に立てた。
  - ・結果として、新北見方式という「良いとこ取り」の形で設置条例の合意に至った。
  - ・合併協議に関わった他の委員からも説明をしてもらえれば良いが、今日はあいにく欠席している。偏った話になったかもしれないことを理解願いたい。
- 
- ・今の説明を聞いて、質問や意見はないか。
  - ・第1回の会議で、「まちづくり条例制定後に自治区設置条例の修正はあり得るのか」との質問に対し市長は「受け入れる」と明言した。既に自治区は設置されている現実で、この条例で自治区制度をどのような形で保障するのかというときに、具体的支援策を書き込む必要があると考えている。それがなければ条例の意味をなさないと思う。
  - ・今後の条文作成の押さえとしては、個人・地域があって、地域活動がベースとなり、その支援策を明記すること。その次に自治区に対する支援（保障）策として関連条例を制定することなどを構造化していかなければならない。
  - ・あくまでも「金」が付いてこないという意味が無いと思う。
  - ・自治区設置条例は、目的は非常に良いと思うが、中身は協議会の設置に関することしかない。住民の意見を吸い上げるシステムについては全く書かれていない。それでは自治とは言えない。
  - ・自治をするということであれば、住民の意見が通るシステムでなければならぬ。今は、旧3町の住民が意見を言える手段は議会に陳情（請願）するしかない。
  - ・自治区設置条例では、決定権などについては町内会以下である。
  - ・各自治区で必要な事は市長が決めるとなっているが、本来は住民が決めなければならないはず。自治区設置条例は既に動いており、この体制は動かないと思うが、大きな改造はしなければいけない。
  - ・旧3町に関してそれぞれ特性が異なるので、特化・分化して地域を育てなければならぬスタイルなのに、今の総合支所制度は同化制度である。その例として、市民活動に関しては本庁で仕事を進めていて、総合支所には専門部署がない。
  - ・住民自治で考えると自治区設置条例は「官治」である。自治区設置条例には「官治」の部分しかないが、合併協議時には誰も疑義を唱えることがなかったのは、当時は「団体自治」と「住民自治」という概念がなかったのだろう。
  - ・合併協議に関わった者とそうでない者との認識の違いかもしれないが、市長は、まち協の意見は最大限尊重するとしている。まち協が活発に活動するという大前提があって、その思いを市長に伝えることが第一である。
  - ・当初の計画にない事業にでも、まち協で協議を重ね、市長に要望したところ認められたという事例もある。市長はまち協に対しては重く受け止めていると認識している。
  - ・まち協委員と他の住民との感覚に大きなギャップがあり、その溝を埋めることが課題。
  - ・今回、留辺蘘が出した答申では、自治区独自の予算を設けるという具体的支援策を求めた。合併事業が一段落するまでは現実には難しいと思うが、今後は自治区内で必要な事業を論議して市全体の計画に盛り込むことが可能なシステムにしなければならぬ。

- ・そのことを、この条例で踏み込むことは難しいのかもしれないが、自治区設置条例を充実させる必要はある。
- ・自治区設置の目的からも、住民自治を活性化に向けて、支援策を含めて考えていかなければならない。協議会独自でメニューを考えられるようにならなければならない。
- ・北見自治区は、これまでまちづくりに対して主体性がなかった。協議の回数を重ねるうちに自分達で主体的に取り組むという自覚が芽生えてきているが、まちづくり協議会がどのような活動をしているのが市民に広報されていない。この条例も同じである。
- ・それぞれの地域が特性を活かして主体的に進んでいくことは大切なことで、それに対する支援策を条例で充実させることと、地域コミュニティが活発化されるような形にしていくことが必要。
- ・自治区制度が道州制のモデルという話があったが。
- ・当初からそういう話があって、そのようなことも想定した考えが前提にはあったが、それほど明確な目標があったわけではない。
- ・自治区の関係で言うと、北見以外は事業内容が地域に直接関わるものだが、北見の場合は関係ないような事業も含められている。その中から幾つかをピックアップしているが、事業を管轄するのが自治区なのか部局なのかが明確でない。
- ・どこまでを自治区の範囲としてどこから全市的な広域事業とするのか、プロセスを決めなければならない。
- ・市長の理解は尊重しなければならないが、条例が制定されると、市長が誰になろうとも北見市の方向性を尊重した政策を決めてもらうということになる。
- ・今回の北見まち協からの答申では、自治区を分割するという案も出されているようだが、現行の4自治区ではなく別な形で設定した方が住民自治や行政サービスの面でどうなのかという議論も必要ではないか。
- ・コミュニティ活動が盛んでないのに、こうした条例を幾つも作っても実のない話だと思う。最初に範囲を決めることが必要だが、面倒なことでもある。
- ・北見自治区を分割した場合に、旧町の自治区との間でどちらがどれだけの権限を持つことになるのか。結局、事業には「金」が絡むので、そこを避けては通れない。
- ・自治区設置の目的や趣旨（対等合併、均衡ある発展、独自性を認める）に沿った再検討が必要で、旧3町よりも旧北見市の関わりが問題となる。事業選択権を自治区に持たせるのか広域に持たせるのか、部長制と自治区との整合性が課題。
- ・財源については自治区に権限がないという話は、合併協議でも出されていた。しかし、まち協のあり方は「予算獲得のためのものではない」という所に大きな違いがある。
- ・「自分達でできることは自分達でやる」ということが、まち協の真髄だと思っている。それぞれの環境が違うことは認識しているが、要求することにウエイトを置いてしまうと本来のまち協から遠ざかっていく。
- ・まち協本会議は手当てがあるものの、その他の活動はボランティアであり、限界がある。まち協委員は様々な活動に積極的に関わっていくというスタンスが重要だと思う。
- ・その辺の感覚は、3自治区間にも違いがあると感じている。
- ・財源は割り当てるものではなく必要なものに充てるもの。必要なものを要求し、それに

対し公平に配分すること。結果、端野が0で、留辺蘂が100でも端野は理解するといった横の連携が必要。

- ・我が自治区だけを主張するのではなく、認め合う自治区を構築していく姿勢でないと、この制度は破綻する。
- ・自治区とは、義務や責任を含めて「住民自治」と「団体自治」の中間に位置するものだと思う。
- ・自治区で計画を立ててプロポーザルをして、モデル事業として認められた場合には効果が期待されるが、効果がなければ良いものでも終わってしまう。効果を出すために他の地域や自治区からも力が集まってくるというようなシステムを構築しなければならない。
- ・荒井委員に尋ねるが、対等合併をして2年が経過して、実際に意とした合併ができたと考えているか。
- ・対等合併ではあるが、12万都市と4千人、8千人の町が五分だとは、当初から思っていない。他の町も、すべてが4分の1だとは思っていないと思う。やはり12万の重みはある。認めなければならないものは認めるというスタンスで合併協議をやってきた。
- ・現実には、想定していなかった部分もあり困ることもあるのは確かだが、許せる範囲とどうか評価はできるものと考えている。
- ・旧3町は北見と合併した相内の歴史を知っており、そのことが頭にあって旧町は自治権が欲しいと訴えた。相内には支所があるが、総合支所という形をとり、意見を言える機関としてまち協を設けた。このことは絶対に譲れない条件だった。
- ・しかし、温度差はあり、言葉上は対等合併と言っているが実質は違う。
- ・ただ、北見市に同化はしたくないという気持ちは強い。それぞれの立場はしっかりと受け止めて欲しいという思いを込めて、まち協を動かしていければ。
- ・まち協委員を公選している市もあるが、公選は非常に難しい。
- ・先の話にもあったように、市民の意見を汲み取ることが難しい。関わりを持った人間は歯がゆいが、合併して良かったのかと問われると、正直考えてしまうことはある。
- ・今一度、記憶に留めて欲しいことが、相内と若佐の現状である。
- ・北見市が20年度から行う事業に「住民自治推進交付金」があるが、これは年々増えていくものか。自治会に対する団体補助だと用途が分からなくなる。福岡はメニュー毎の支援金を明示している。自治会の最低限の役割を果たさないと災害等の面で困る。個々の支援リストがあるべきと考えるが、北見の場合はどうか。

#### (事務局)

- ・900万円の予算要求に対し300万の予算措置がされている。これは、北見自治区での新たな組織2件が実施するモデル事業に対する支援。3自治区は、既存の活動が充実しているので着手は見送り、これまで支援してきたものを継続することとした。
- ・北見自治区のモデル事業の内容は、組織の考えに委ねることとしている。
- ・福岡の例ではメニューごとに支援金額が明示されていて、保険金も掛けられている。北見の場合も自治区の活動でやりたいことはあるが、広域的な活動をする前提であれば、

やりたいかどうかではなく、メニューを用意してそこに取り組んでもらう形にするべきではないか。

- ・自治区設置条例は見直すべき点が山積しているが、「住民自治」と「団体自治」が明確に分かれている中で、この会議としては善処できるように詰めていかなければならない。
- ・当時を思い出しても状況は変わっている。細かいことは別の機会に密に協議するべき。
- ・個人、地域、自治区の範囲をどのように決めることが市民に分かりやすいか。できるだけ簡素な形で情報が公開され共有されるべき。
- ・システムの話に戻るが、事業に市が金を出すから事業量に限界があるわけで、NPO等が市以外からの補助金を活用して事業を行う場合、採択されると補助金は精算払いが多いが、その資金を一時立替えと僅かな人件費や事務経費を持つシステムを組めば良い。これは「きょう働」であり、これは、自治会に対しても同じである。市の金を使わずに多くの事業を実施することが可能になる。
- ・北見のまち協は気の毒に思う。12万人を15人の意見でまとめている。さらに委員は住民から選出されているわけでない。協議会自体が市役所の人質のようで、協議会自体が住民に理解されず距離感がある。端野は比較的良好に見えるが、他は疑問。
- ・住民の声が届かないと住民に支持される協議会とは言えず、住民に支持されないような協議会ならない方が良い。公選制が認められるなら是非実施すべき。
- ・「官」「民」どちら側の組織であっても橋渡し役は果たさなければならない。
- ・「住民自治」には、何らかのテーマを持つアソシエート型と地域自治体のようなコミュニティ型があるが、どちらなのかを自治区設置条例できちんとやって、「共働」で金の支援などをやれば良い。
- ・今の自治区設置条例は空っぽの状態、協議会の設置だけがアリバイになっているので、この会議で方向性を決めて指摘することが必要。
- ・今の話も目的や理念を明確にすると、自ずとぶら下がる部分が見直されることになる。
- ・あり方自体を突くのではなく大きな視点で、住民単位から徐々に大きな団体へといかに上手くつながって、互いにサポートできる体制で支援できるように、条例の中で進めていきたい。このことは、共通した考えだと思う。

#### 今後の作業スケジュールについて

- ・冒頭に話したとおり、理念や制度の共通意識は持てたと思う。現在、正副座長と事務局で案を作成中で、今回の資料1にある全体イメージの5番「理念・原則」の部分まではある程度作れると思うので、次回は案を示して、それをたたき台に協議をしたい。
- ・それとは別に、次年度の進め方について、この場で協議したい。
- ・これまでは自由に意見を述べる形式できたが、そろそろ具体的検討に入れるものと考えている。
- ・以前実施した検討シートの回答を基に進めることも可能ではないかと考えるがどうか。



資料の内容、総合計画の期間等について

- ・「きょう働」に拘ってしまうが、スタンスを決めることがベースで、それ無しには細かいことは出ないと思う。
- ・これまでの法令は、細かいことを住民に教えずに依存させれば良い「しらしむべからずよらしむべし」という考えで成り立ってきたが、今回の場合は、住民主体のスタンスであるとすると「よらしむべし」ではない。
- ・そこを表しているのが「共働」なのか「協働」なのかというところ。そこが決まれば細かいところまで一気に決まる気がする。
- ・この条例を「何のために作るのか」という所が明確になっていないのでは。問題点やニーズが出てきてから見える物かと思う。議会や自治区の問題もそろそろ見える時期で、そこを洗い出したら、それに対応するシステムを組んでいくだけではないか。
- ・事務局案として出されている資料の右ページの表の「5．原則」の小区分の記載順は並べ替えるべきである。
- ・今後、総合計画も触れなければならないが、先に10年計画ありきでやられると困る。こっちはこっちの形でやるしかない。合併事業が終わっていない段階で10年は長過ぎるが、市長任期云々という文言を入れると、総合計画側から反響があるかもしれない。そういう細かい点が残る。
- ・10年間に対する疑問は、行革会議でも出されていた。この件は事務局に訊きたい。

(事務局)

- ・総合計画の10年間というのは基本構想のことで、その細部には3年ローリングの基本(実施)計画がある。今回はさらに前後期5年の基本計画の形で作るとされており、そうすると5年後に一度見直しを行うことになる。
- ・その5年計画をさらに3年ローリングの実施計画で毎年見直し作業を行う。
- ・10年間は、近未来を見据えていくという考えを踏襲するというのを理解願いたい。
- ・行政評価の推進計画も10か年だが、前期4年・中期3年・後期3年で見直す考え方である。19年度から着手しており、22年度までを具体的にやりながら中期計画を作っていくということ。大まかに将来を見据えた大綱があって、それに基づいて細かな計画をしていくということを理解願いたい。
- ・資料の表の「5．原則」の小区分を「きょう働 参加・参画 自治区 情報共有」と入れ替えるべき。
- ・「財政」も重い項目なので、もう少し上の項目で整理した方が良い。
- ・「住民自治」で使うのはモチベーションと時間、「団体自治」では人と金。2本立てのスタンスで考えると、マネジメントの方法論が全く違うので、その違いを整理する必要がある。
- ・市全体の問題と市民に対する支援策を作るべきだという文言で整理して、財政に関して直接踏み込むのは別のところではないか。
- ・財政に関しては、夕張は市民市役所のようなものつくって取り組み始めているように、

「住民自治」と「団体自治」は切り離せなくなっている。「団体自治」は収支の2種類のみで、「住民自治」は地域通貨など様々な方策があって、財政に関しても今までの状況と違って切り離せなくなっている。金がなくても自治はできる。

- ・一般状況ではなく、例外状況を具現化して話しても混乱するので、行政評価や財政運営に関して市民がいかにチェックできるかということで考えなければならない。いきなり夕張の例を想定しても成立しなくなる。
- ・その方法論は、今までの行政側の分かりやすいやり方と2本立てでいかなければならない。
- ・財政は行政だけの問題ではなく、住民の意識が前向きに「節約」から「稼ぐ」くらいの気持ちになるように、財政を行政だけに任せて良いのかというような文言は必要では。

#### 今後の作業スケジュールについて

- ・初めの頃、時期を決めるとしっかりした議論ができないという話で、約1年やってきたが、形で見えるものは何もできていない。
- ・まちづくり条例はどの程度進んでいて、いつ頃できるのかと訊かれても答えられない。
- ・最終的な完成時期の目処を付けて進めないといけなのではないか。
- ・この少数で条例を作っているが、これが12万市民の基になるものならば、市民に発信して多くの意見をもらい、議論を重ねてより良いものを作っていくべきではないか。
- ・4月以降の具体的な作業スケジュールを組み、(中間地点と)ゴール地点の目標を決めてやっていくことが必要ではないか。
- ・この条例は、どの程度の品質に仕上げるのか(どこまで踏み込むのか)ということ話し合っておいた方が良いのでは。がちり踏み込むのか、輝くビジョンのようにするのか、品質をどの辺にするのかによって掛かる時間も変わると思う。
- ・前の話では、素案がある程度できた段階でシンポジウム等を開催して市民意見をもらうとしていたが、その時に、まちづくりに関して市民に説明しきれぬか疑問。委員本人が100%納得しない状態では無理であり、公益的な活動という部分を認識して、シンポジウムまでにしっかりやらないといけない。
- ・総合的に考えれば、総合計画のスタート時期なのかと思うが、市民やマスコミ等から問われた場合、それに対して委員会として明確に答えられるものを用意できるか、そこを整理しないと先には進めない。
- ・このままだと会議が長期化してしまうので、スケジュールと終着点を定め、それに沿って会議を行い、グレードを高めるとしても、限られた期間で回数を増やす努力をすべき。
- ・北見市としても一定の期間までには決めなければならず、そこは総合計画の始期をリミットとしていかないと、他への影響も大きくなる。それに向けて最大限努力するというを確認すべきである。いつまでも続けるわけにはいかない。

#### (事務局)

- ・総合計画のスケジュールは、3月3日に基本構想案の答申を受け、これに基づき前期基本計画の作成に着手しており、審議会としては5月には成案を作りたいとのこと。基本

構想案の議会への提案及び議決は、早ければ6月提案の9月議決、遅くとも9月提案の12月議決の見込み。議決後、一定の周知期間を経て来年4月スタートのスケジュールを想定している。

- ・一方、この条例のスケジュールであるが、来年4月まで議論を継続することはできない。ある程度の成案ができた段階でパブリックコメントにかけた後、議会に提案することになる。提案後は閉会中審議となり、次の議会で議決をもらうという可能性が高く、そこから考えると12月議会への提案がタイムリミットとなる。12月に提案して3月に議決されて4月の施行と同時に住民周知していくという方法になる。パブリックコメントの時間を考慮すると、この会議から素案を提出してもらうのは、9月中がひとつの目処になる。9月までの間、仮に月2回のペースで会議を開催して12回である。それぞれ課題もあるが、これについては委員の間で審議をいただきたい。
- ・これまでも努力はしてきたが、形にすることが大切で、その時期は総合計画がスタートする来年4月までに作り上げることを目標としたい。
- ・総合計画に間に合わせるためには9月中の答申という話であった。
- ・今日出された意見（明確なスタンス、条例をつくる目的、市民周知と意見聴取）を踏まえて、次回までに今後のスケジュール案も示したい。

#### 次回の会議について

- ・正副座長の方で理念や原則についての案を作成しているが、上手く進んでいないので少し時間をいただきたい。
- ・次回はGW前を目処に開催したい。改めて事務局から案内させる。